

次の国政選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります!

インターネット選挙が解禁されるとは、インターネットで投票ができるわけではなく、インターネットを利用した選挙運動ができるようになったということです。

インターネットを利用した選挙運動とは

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為」とされています。

具体的な例としては、「友人、知人に投票を依頼すること」や「ビラの配布、法定はがきの郵送、選挙用ポスターの掲示」などですが、これらの選挙運動のうち、文書画像(紙などに絵や文字などで意識を表示したもの)による選挙運動については、公職選挙法により、ビラの配布や法定はがきの郵送、ポスター掲示などにしか認められておらず、インターネットやメールなどでの演説や活動の動画や文章などについては違法とされています。

今回の改正は、インターネットが普及している現状を踏まえ、政見や個人演説会の案内、演説や活動の様子を撮影した動画などの選挙に関し、必要な情報をインターネット上で公開することを認めることで、情報提供ができるようにし、有権者が情報を得る手段が大きく広がることとなります。

インターネット選挙運動でできること

- ◆ ウェブサイトなどを用いた選挙運動(有権者・候補者・政党などができます)
 - ◆ ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブックなど)などで、投票を呼びかけたり、演説や活動の様子を撮影した動画を公開することなど
 - ◆ 電子メールを用いた選挙運動(有権者はできません)
- ※これらの選挙運動を行う場合は、ウェブサイトなどからメールアドレスなどを表示しなければなりません。

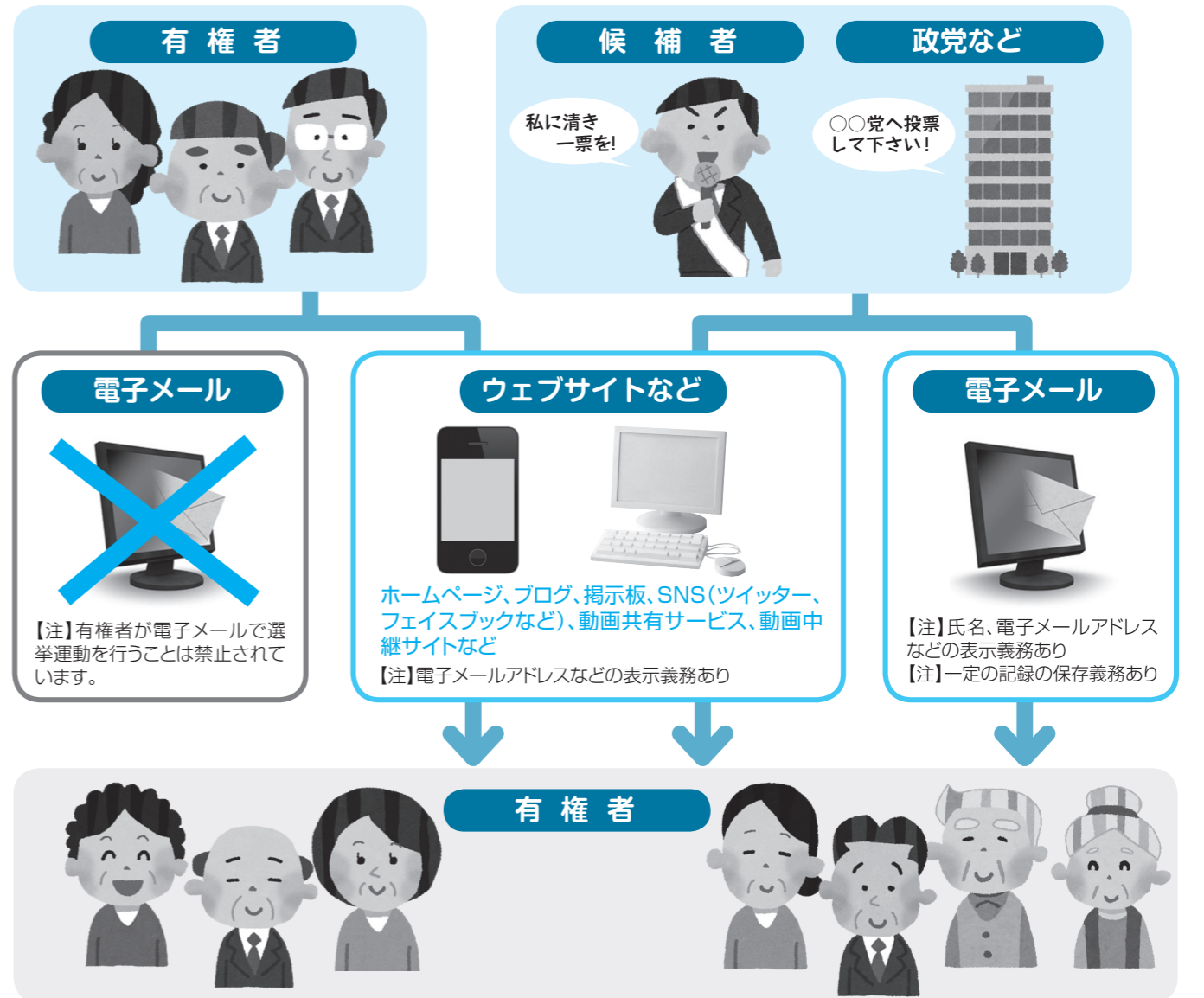
これらの禁止行為は処罰の対象です!

選挙運動の方法などの規制

- 有権者は電子メールを使った選挙運動をできません
- 未成年の選挙運動は禁止されています
- ホームページや電子メールなどを印刷して頒布することはできません

誹謗中傷・なりすましなどに関する刑罰

- 選挙運動期間外に選挙運動はできません
- 候補者に関し虚偽の事項を公開することはできません
- 氏名などを偽って通信することはできません
- 悪質な誹謗中傷行為を繰り返すことはできません



詳しくは総務省のホームページをご覧ください

インターネット選挙運動の解禁に関する情報

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

ネット選挙運動総務省



改ざん 候補者などのウェブサイトを変更することはできません。候補者のウェブサイトを変更するなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した人は処罰されます。

氷川町選挙管理委員会からのお知らせ

◆ 選挙の投票時間が19時までとなります

氷川町選挙管理委員会では、投票時間について検討を重ね、投票結果を早く公表できることや、期日前投票利用者が増加している状況などを考慮し、次回の選挙から投票時間を1時間繰り上げることとしました。

投票日当日の投票時間が7時から19時までとなりますので、有権者の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

これまで7時から20時まで → これから7時から19時まで(期日前投票については、従来どおり20時までです。)

◆ 投票立会人を募集しています

氷川町選挙管理委員会では、選挙のときに投票所で立会人をする人を募集しています。応募された人を登録し、選挙があるごとに選任し、別途通知します。

【投票立会人とは?】

有権者の代表として、投票が公正・適正に行われているかどうかを確認する役目を持った人です。

【要件】

- ・ 氷川町の選挙人名簿に登録されている人
- ・ 明るい選挙の推進に理解のある人

【応募方法】

電話またはメールで「氏名・住所・連絡先・生年月日お

よび希望される投票立会人の種類」を氷川町選挙管理委員会へお知らせください。

【立会日時・立会場所・報酬】

投票所	立会場所	立会時間	報酬(日額)
期日前投票所	期日前投票所(氷川町役場および宮原振興局)	8時30分~20時	9,500円
投票日当日の投票所	選挙の当日、実際に投票をする投票所	7時~19時	10,700円

【その他】

選挙があるごとに、選挙管理委員会から連絡を取らせていただきます。また、応募者多数の場合は調整させていただきます場合があります。

ご応募・お問い合わせ先 氷川町選挙管理委員会(総務課内) ☎52-7111 ✉ soumu@town.kumamoto-hikawa.lg.jp